

選挙制度協議会の設置について

25. 9. 19

1 目的及び名称

平成28年の通常選挙に向けた参議院選挙制度改革について協議を行うため、選挙制度の改革に関する検討会の下に各会派の協議会（以下「選挙制度協議会」という。）を設置する。

2 構成

(1) 選挙制度協議会の委員の各会派割当数は、次のとおりとする。

自由民主党	3人（座長を含む。）
民主党・新緑風会	2人
公明党	1人
みんなの党	1人
日本共産党	1人
日本維新の会	1人
社会民主党・護憲連合	1人
新党改革・無所属の会	1人
生活の党	1人

(2) 委員は、各会派から推薦があった者に議長が委嘱するものとする。

(3) 選挙制度協議会に座長を置き、委員の中から議長が指名するものとする。

3 運営

(1) 座長は、選挙制度協議会を招集し、議事を主宰する。

(2) 選挙制度協議会は、協議結果を選挙制度の改革に関する検討会に報告するものとする。